

那珂市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき令和4年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年3月27日

那珂市監査委員 城 宝 信 保

那珂市監査委員 木 野 広 宣

令和4年度
定期監査報告書

那珂市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査

2 監査の範囲

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、又は、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、重点監査項目に収入事務（滞納整理事務及び現金取扱事務）、支出事務（補助金等の支出）、契約事務（契約手続）、財産管理事務（備品管理）、事務管理（文書の整理及び保存）を設定し監査を行った。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、全課室及びあらかじめ指定した施設に調書及び資料の提出を求め、対象課室等から提出された資料に基づき、予備監査として補助職員による関係書類の監査を実施した。本監査においては、対象課室長等から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行うとともに、出先機関については、現地において監査を実施した。

5 監査の実施期間

令和4年9月28日から令和5年2月27日まで

6 監査の対象及び実施日程

監査対象		予備監査	本監査
企画部	秘書広聴課（シティプロモーション推進室・市民相談室・消費生活センター）	令和4年11月30日	令和4年12月26日
	政策企画課	令和5年1月6日	令和5年1月26日
	財政課	令和5年1月5日	令和5年1月25日
総務部	総務課（行財政改革推進室・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局・公平委員会事務局）	令和5年2月8日	令和5年2月27日
	管財課	令和5年2月7日	令和5年2月24日
	税務課	令和4年11月1日	令和4年11月25日
	収納課	令和4年11月1日	令和4年11月25日
	瓜連支所	令和4年12月2日	令和4年12月23日
市民生活部	防災課	令和5年2月1日	令和5年2月27日
	市民協働課	令和5年1月10日	令和5年1月26日

	ふれあいセンターよこぼり	令和4年 9月 28日	令和4年 10月 27日
	ふれあいセンターごだい	令和4年 9月 29日	令和4年 10月 27日
	ふれあいセンターよしの	令和4年 9月 28日	令和4年 10月 28日
	総合センターらぼーる	令和4年 12月 2日	令和4年 12月 23日
	市 民 課	令和5年 1月 4日	令和5年 1月 26日
	環 境 課	令和5年 1月 5日	令和5年 1月 25日
保健福祉部	社 会 福 祉 課	令和5年 1月 10日	令和5年 1月 26日
	こども課 (家庭児童相談室)	令和5年 1月 6日	令和5年 1月 26日
	菅 谷 保 育 所	令和4年 11月 4日	令和4年 11月 28日
	地域子育て支援センター	令和4年 11月 4日	令和4年 11月 28日
	こども発達相談センター	令和4年 10月 31日	令和4年 11月 28日
	介 護 長 寿 課	令和5年 1月 6日	令和5年 1月 26日
	保 険 課	令和4年 11月 30日	令和4年 12月 26日
	健康推進課 (ワクチン接種対策室)	令和4年 10月 31日	令和4年 11月 28日
産業部	農 政 課	令和5年 1月 27日	令和5年 2月 24日
	商工観光課 (インターチェンジ周辺開発推進室)	令和5年 2月 8日	令和5年 2月 24日
建設部	都市計画課 (開発指導室)	令和5年 1月 27日	令和5年 2月 24日
	土木課 (土地開発公社)	令和5年 2月 9日	令和5年 2月 24日
上下水道部	下 水 道 課	令和4年 11月 7日	令和4年 11月 29日
	水 道 課	令和4年 11月 8日	令和4年 11月 25日
	会 計 課	令和4年 10月 3日	令和4年 10月 25日
	議 会 事 務 局	令和4年 9月 30日	令和4年 10月 25日
	農 業 委 員 会 事 務 局	令和4年 9月 30日	令和4年 10月 25日
教育委員会	学校教育課 (指導室)	令和4年 10月 31日	令和4年 11月 29日
	学校給食センター	令和4年 9月 28日	令和4年 10月 28日
	ひまわり幼稚園	令和4年 9月 29日	令和4年 10月 28日
	菅谷西小学校	令和4年 9月 29日	令和4年 10月 27日
	五台小学校	令和4年 9月 29日	令和4年 10月 27日
	第一中学校	令和4年 9月 29日	令和4年 10月 27日
	生涯学習課	令和4年 12月 2日	令和4年 12月 23日
	スポーツ推進室	令和4年 11月 2日	令和4年 11月 29日
	図 書 館	令和4年 11月 4日	令和4年 11月 29日
	中央公民館	令和4年 11月 2日	令和4年 11月 29日
	歴史民俗資料館	令和4年 11月 2日	令和4年 11月 29日
消防本部	総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署	令和4年 9月 28日	令和4年 10月 27日

第2 監査の結果及び所見

1 重点監査項目による監査結果

(1) 収入事務

(滞納整理事務)

滞納整理事務は、適正に執行されていると認められた。

所管課においては、滞納の状況と理由を明確に把握し、引き続き収入未済解消に向けて計画的に対応を進めるとともに滞納額の縮減に取り組まれない。

(現金取扱事務)

現金取扱事務は、適正に執行されていると認められた。郵便切手の管理については、一部の部署において受払簿の残枚数と現品が一致していなかった。また、必要以上に大量の郵便切手を保管している部署も見受けられたため、郵便切手は金券であることを認識し、盗難や紛失等の事故を防止するため厳正な管理に努められたい。

一部の部署においては、職務に関連する準公金を数多く取り扱っていることから、出納整理簿により管理するなど厳正な事務の執行に努められたい。

(2) 支出事務（補助金等の支出）

補助金等の支出は、適正に執行されていると認められた。

今後も補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、交付規則及び要綱を遵守して適正な交付事務の執行に努められたい。

(3) 契約事務（契約手続）

契約に係る事務は、適正に執行されていると認められた。

一部の部署において、誤った入札方法で契約している事例、決裁区分の誤り、予定価格書及び事業者から徴収した入札書及び見積書が封緘処理されていない事例、納品日と発注業者が同一にもかかわらず分割して発注している事例が見受けられたので、財務規則等を確認し、適正な契約事務の執行に努められたい。また、随意契約は競争契約を原則とする契約方法の例外であり、1者随意契約とする場合には、理由及び令の該当条項を明確にする必要があることを十分認識されたい。

(4) 財産管理事務（備品管理）

備品管理は、適正に執行されていると認められた。

しかし、一部の部署において、物品と帳簿の照合が行われていなかった。市有財産は、市民から託された大切な財産である。今後は、備品の使用状況及び保管状況の把握に努め、照合の結果を正確に備品台帳に記録されたい。

(5) 文書管理事務

文書の整理及び保存は、適正に執行されていると認められた。

文書は年度別にファイリングして整理され、個人情報を含む文書については鍵付のキャビネットに保存されていた。引き続き適切な事務の執行に努められたい。

2 対象課室別の監査結果

【企画部】

秘書広聴課（シティプロモーション推進室、市民相談室、消費生活センター）、政策企画課、財政課

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【総務部】

総務課（行財政改革推進室、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、公平委員会事務局）、管財課、税務課、収納課、瓜連支所

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

総務課について、業務が増えるばかりになっているためか会計年度任用職員も増えており、各課室では人員増の要望も多い様である。今後は効率化を図り、業務を減らす工夫が必要になってきていると思われるので、行財政改革として組織の合理化、効率化を図る必要があると思われる。

瓜連支所について、瓜連支所庁舎は建築後35年が経過し修繕等も増えてきている状況にあり、維持管理には毎年多額のコストがかかっている。大規模改修工事が必要な時期が近付いているが、検討に当たっては、今後の市全体での将来を見通した中での在り方について議論すべきだと思われるので留意されたい。

【市民生活部】

防災課、市民協働課（ふれあいセンターよこぼり、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよしの、総合センターらぼーる）、市民課、環境課

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

各コミュニティセンターについて、使用料の減免については、那珂市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例施行規則第11条に規定されており、該当する場合は減免がさ

れているが、施設の老朽化に伴い修繕コストが増加しているため、減免団体においても少額の負担をしてもらうなど、公益性に応じた受益者負担の検討が必要な時期に来ていると思われる。

市民課について、国では、令和4年度末までにマイナンバーカードの交付率を100%にすることを目標にしているとのことだが、那珂市におけるマイナンバーカードの交付率は県平均を下回っており、目標達成はかなり厳しい状況である。昨年度から商業施設での出張申請や平日夜間、休日にも窓口を開設するなど努力されていると思うが、引き続き積極的に取り組まれ、交付率向上に努められたい。

【保健福祉部】

社会福祉課、こども課（家庭児童相談室、菅谷保育所、地域子育て支援センター、こども発達相談センター）、介護長寿課、保険課、健康推進課（ワクチン接種対策室）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

地域子育て支援センターについて、保育・幼児教育無償化制度の開始により、フレンドリー保育は限られた一部の利用者のための支援となっており、所期の目的は達成されたと思われる。今後の事業の在り方について見直す時期にきていると思われるので、留意して取り組まれたい。

介護長寿課について、敬老行事の開催方法を敬老行事検討会において検討し、敬老会の開催か記念品配布の選択制で実施していくとのことだが、記念品を配布するだけで敬老事業と言えるのか疑問を感じる部分がある。敬老会は市から補助金を交付して開催されているものなので、税金が使われている以上、今後も効果的で効率的な実施方法を模索するとともに、より市民の福祉向上に寄与する有益な事業への振替なども含めて前例にとらわれることなく、検討されたい。

【産業部】

農政課、商工観光課（インターチェンジ周辺開発推進室）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

（個別的所見）

農政課について、農産物の首都圏へのPR等を積極的に実施していることと思うが、今後

は、建設が予定されている道の駅に向けての施策や目玉となる産品開発を考えていく必要があると思われるので、検討されたい。

商工観光課について、道の駅の整備については他の優良事例は参考にすべきであるが、那珂市だからこそその特色を打ち出せるように検討されたい。

【建設部】

都市計画課（開発指導室）、土木課（土地開発公社）

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【上下水道部】

下水道課、水道課

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【会計課】

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【議会事務局】

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【農業委員会事務局】

（監査の結果）

財務に関する事務は、適正に執行されていると認められた。

【教育委員会】

学校教育課（指導室、学校給食センター、ひまわり幼稚園、菅谷西小学校、五台小学校、

第一中学校)、生涯学習課 (スポーツ推進室、図書館、中央公民館、歴史民俗資料館)

(監査の結果)

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

○令和4年3月分の副食費負担金の支出を令和4年度予算から支出しており、年度区分の誤りがあった。(ひまわり幼稚園)

(個別的所見)

学校教育課について、各学校において働き方改革を推進しているとのことだが、PTAの在り方について見直すなど少しでも教員の負担軽減を図る工夫が必要だと思われる。また、昨今、教員志望者の減少が続いている。志望者の減少が続くと優秀な人材の確保が難しくなり、長い目で見れば教育の質の低下が懸念されるので、教員は憧れの職業であると思ってもらえるようにするためにも、教員の負担を減らす工夫は必要だと思われるので引き続き検討されたい。

生涯学習課について、民法の改正に伴い令和4年度から成人年齢が引き下げられたが、成人式はこれまでと同様に二十歳を対象として、「二十歳の集い」が開催されることになった。若い世代が多く集まる機会は貴重なので、市の魅力をアピールするなどシビックプライドの醸成に繋がるような式典になるように取り組まされたい。

中央公民館について、現在、同じ菅谷地区において四中学区コミュニティセンターの整備が進められており、令和6年度に供用開始予定とのことである。新しい施設に利用者が移る可能性も高く、施設の経年劣化による修繕も多くなっている状況のため、中央公民館の今後の在り方について、十分に検討する必要があると思われる。

歴史民俗資料館について、近年は新型コロナウイルス感染症の影響もあるが入館者が減少傾向であるため、総合公園の利用者を呼び込む等の方法を積極的に検討されたい。

【消防本部】

総務課、予防課、警防課、東消防署、西消防署

(監査の結果)

財務に関する事務のうち、下記事項については、速やかに是正又は改善することが望ましいと認められた。また、下記事項以外については、適正に執行されていると認められた。

○「32インチテレビ交換修繕」を修繕料から支出しているが、実際には修繕の事実はなく新たなテレビを購入していたため、備品購入費から支出すべきである。(西消防署)

(個別的所見)

警防課について、消防団員の団員数は令和4年4月現在で397人とのことだが、那珂市

消防団員の定員、任免、服務等に関する条例における団員の定数は464人以内となっており大きく乖離している。団員定数は合併時から変更しておらず、実状に合わせた定数に変更すべき時期に来ていると思われる。消防団員等公務災害補償等共済基金負担金は条例定数を基に算出され支出している。定数を見直すことで支出の削減にも繋がるので検討されたい。

第3 総括的所見

少子高齢化が進行し、扶助費が増大していく傾向が今後も続いていくことが予想され、大きな収入の増加も見込めない状況下において、公共施設の経年による劣化も進行し、大規模な修繕や更新が必要となってきたりしている施設が見受けられる。今後も必要な市民サービスを提供し、持続可能な財政運営をしていくためには、このまま、現在実施しているすべての事業を実施し、すべての公共施設を管理し続けることは難しくなることが考えられるので、市民にとって何が優先すべきことなのか議論し選択していく必要があると思われる。

老朽化が進み大規模改修や建替えが必要となる施設については、将来を見通した市全体における市民サービスの提供の観点から、将来に渡り必要不可欠なものであるか施設配置の最適化等について改めてもう一度検証し、その上で改修や建替え等を実施していくことが必要だと思われる。

施設等の修繕更新については、優先順位を付けて計画的に修繕や更新を進めていく必要があるが、急な修繕を要する多くの不具合が出てきており、財政が厳しい中、その対応に追われて計画的な修繕を行っていく流れになかなか至っていないような状況である。必要なサービスを持続的に提供して行けるよう、施設の統廃合も検討し中長期的にしっかりと取り組んでいく必要があると思われる。

事業を開始してから年月を重ねた事業については、時代も大きく変化しており、所期の目的や有効性が変化してきているものもあると思われる。今まで続けてきた事業でもあり有意義であることは理解するが、そういった事業においても、もっと踏み込んで、やめられるものはやめる、より効果の高い事業に振り替えていくといったことを検討していかないと、人的にも予算的にも持続は難しく、新たな行政課題に対応していくことも難しくなると思われる。

各施設の他、市道や公園をはじめとする公共施設については、設置後にも維持管理費のほか借地料・起債利子などの諸コストが必要なことを十分認識し、あらかじめ設置時に検討すべきであると思われる。また、設置後についても、前例にしばられることなく、合理的かつ持続可能な新たな維持管理方策について、常に工夫していくことが必要であると思われる。

緑化管理については、管理回数を抑えるなどコスト削減の努力をしているが、総量がとても大きく維持管理に多額のコストがかかっているように見受けられる。緑化率や景観の問題などもあるが、そのような諸条件を踏まえたうえで、総量を削減したり、高木にならないように剪定したり、必要性について見直したりするなど、維持管理のコストを抑える検討が必要だと思われる。

借地については、行政が行う事業は利益を目的としたものではないので、借地において公共施設の整備を行うことは、コストを押し上げてしまう大きな要因となると考えられる。必要な事業用地は取得することを基本とするとともに、借地については引き続き解消に向けて努めていく必要があると思われる。

利用料等については、特定の人だけが恩恵を受けているものにならないよう、相応の受益者

負担を求めていくことは必要なことである。利用料の減額や免除としている利用団体からも少額でも負担してもらうことも検討すべき時期に来ていると思われる。利用率と実際の収入にも留意して取り組む必要があると思われる。

食糧費の支出に当たっては、令和5年度当初予算編成要領においても、使途、出席人数及び出席者を明確にした上で必要なものだけを計上することとしていることを踏まえ、支出命令書においても、付記欄に単価・人数のほか、使途（会議名・出席者）を明記するなど、社会通念上適切なものかどうか容易に判断することができるよう留意する必要があると思われる。

未収金については、明らかに収納が困難と思われるような債権を、長い間そのまま未収金として計上し続けているものがいくつか見受けられる。自力での調査権や執行権を持たない私債権に分類される債権がほとんどであるが、未収金を計上するにも無駄な事務を行い、経費を要していることに十分留意すべきである。いたずらに判断を先延ばしすることなく適切に判断していくべきだが、進んでいないのが現状であるので、取扱い基準等を定めるなど、適切な債権管理の在り方について議論し検討していく必要があると思われる。

以上のことを踏まえ、事務を処理するに当たっては、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、また、組織及び運営の合理化に努めるよう留意されたい。